ミニ展示　松江市史の読み方

江戸時代の法令集より―人々のくらし―

展示期間：2020 年 6 月 19 日（金）～7 月 15 日（水）

令和２年３月、11 年にわたる『松江市史』の刊行が完結しました。全 18 冊に及ぶ市史の中には、私たちの暮らす松江の歴史が凝縮されています。

『松江市史』では松江市に関わる様々な歴史史料を翻刻（ほんこく）・掲載し、史料に基づいて松江の歴史を叙述しています。今回はそのひとつ、江戸時代の法令集「国令（こくれい）」をご紹介します。

「国令（こくれい）」

松江藩士・黒沢長顕（くろさわながあき）が、元禄 15 年（1702）までに出された法令を 18 世紀初め頃に編集したものを、後に同じく藩士・松原基（まつばらもとい）が編集し直し、首巻と後編を付け加えるかたちで天明 8 年（1788）に成立した。

「国令」にはいくつかの写本が確認されており、松江藩主松平家の菩提寺・月照寺（げっしょうじ）所蔵本、島根県立図書館所蔵本、国立国会図書館本、東京大学史料編纂所所蔵本などがある。このうち、月照寺所蔵本と国立国会図書館所蔵本は、首巻 1 冊、前編の士、農、工商の各 1 冊（計 3 冊）、御家中、寺社、郷、町、江戸・道中、鳴物音曲の各 1 冊（計 6 冊）、後編の士、農、工商の各 1 冊（計 3 冊）の合わせて 13 冊となっており、これが国令全体の構成と考えられる。

また、島根県立図書館所蔵本は首巻・前編 3 冊・後編 3 冊の計 7 冊のみだが、松原基の自筆本と見られる。

「国令」全（月照寺所蔵本）

「国令」（島根県立図書館所蔵本）

展示協力：月照寺、島根県立図書館

２人の「国令」編纂者―黒沢長顕（くろさわながあき）と松原基（まつばらもとい）―

◆黒沢長顕（1650～1722）

通称は三右衛門（さんえもん）。松江藩士の歴代の履歴を記した「列士録」によれば、万治３年（1660）に松平家２代綱隆に仕え、延宝４年（1676）には、父・石斎（せきさい）（初の松江藩儒）の家督を継ぎ、貞享２年（1685）２月21日には「御書方御用」を命じられている。その後 23 年にわたり勤務したことになっているので、宝永四年（1707）までは在職していたのであろう。「国令」以外にも「列士録」や藩主の「御年譜」編纂などにも携わっている。

◆松原基（1749～1820）

安永２年（1773）に父の跡を継ぎ、天明元年（1781）閏５月20日には御扈従（おこしょう）御番頭に任じられるとともに御書所にも勤めるようになり、その後「御書方」兼勤は寛政元年（1789）６月まで続いた（「列士録」より）。この御書所勤めの間に「国令」の編纂がなされたと考えられる。

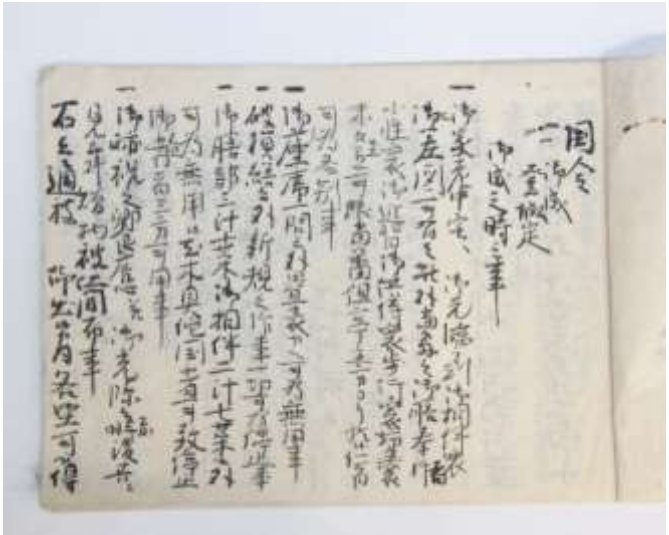

「抜書　国令」（松江歴史館所蔵）

藩士たちも参考にした「国令」

「国令」編纂後、藩士たちも自身の勤めに活用するために関係する部分を筆写し、持っていたようです。写真は松江藩士吉城家の「抜書　国令」です。

✣『松江市史』史料編「近世Ⅱ」には、「国令」のほか、「御条目并御用所御書出抜書」、「諸御条目御書出写」、「雲州松江秘事」を収録し、松平家の治世における松江藩の法令を集成しています。

また、巻末には収録した法令集に記載された法令を年月日順に並べた「松江藩法令編年目録」を掲載し、時代から法令を探すこともできるようになっています。

『松江市史』に関するお問い合わせはこちら

松江市歴史まちづくり部史料調査課
〒690-0826　松江市学園南一丁目 20 番 43 号
TEL:0852-55-5388　FAX:0852-55-5495
HP：http://www1.city.matsue.shimane.jp/bunka/matsueshishi/

17 世紀後半頃～18 世紀初頭にかけ、全国の諸藩で法令集が編纂されるようになりました。藩政の仕組みが整い安定的に政治運営が行われるようになると、業務量も増大し、日常的な案件を先例に応じて効率的に処理していくために、それまでの法令がまとめられたものと考えられます。松江藩で「国令」が編纂されたのも、同様の事情があったのでしょう。

松江藩の歴史を解明するためには、藩の中枢機関から次々発せられる命令や、規則、指令がどのような内容であったかを知ることがもっとも重要です。このような法令を読み解くことによって、時代ごとの様々な事情が垣間見え、地域の歴史を紐解くことができるのです。

享保 17 年の交通・防災政策

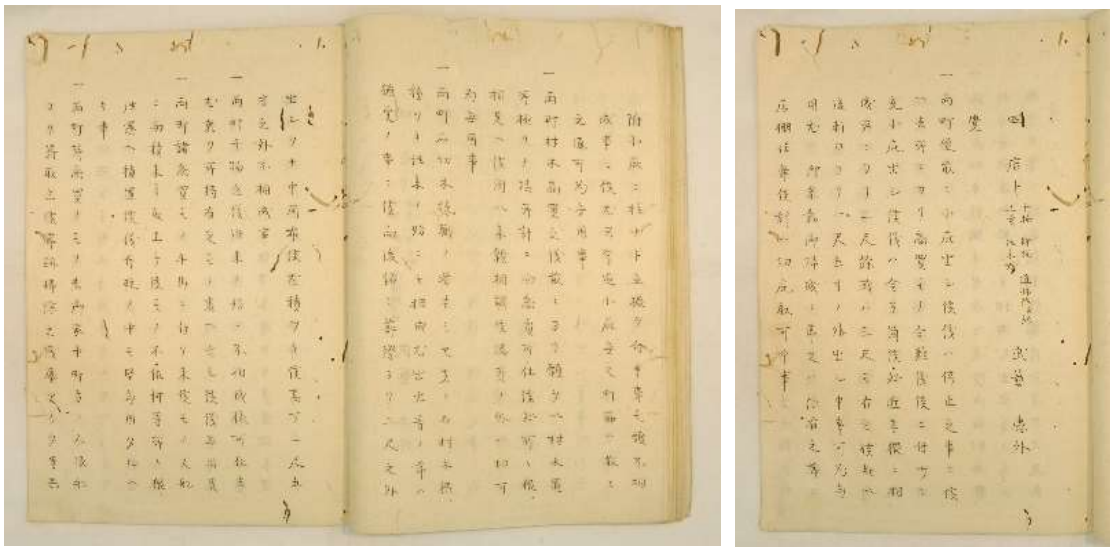

（島根県立図書館所蔵「国令」後編工商下）

四、店〻　干物　飾物　道掃除并繕　武芸　慮外
　　辻売　往来妨

覚

一、両町従前々小庇出シ候儀ハ停止之事ニ候
へ共、所ニヨリ商売モノ令難儀候ニ付、少々
充小庇出シ候儀ハ令了簡候処、近年猥ニ相
成、所ニヨリ二尺余或ハ三尺モ有之候、此以
後軒口ヨリ一尺五寸ノ外出シ申事可為無
用、尤御参勤御帰城ノ節又ハ限有之節ニ、
店棚仕舞候刻一切庇取可申事
　附、小庇ニ柱ナト立、塀ヲ付申事、毛頭不相
　成事ニ候、尤只今迄小庇無之町筋ハ前々
　之通可為無用事
一、両町材木商売之儀、前々ヨリ願ヲ以材木置
所極リノ場所計ニ而商売可仕候処、所々猥ニ
相見へ候間、以来願相調候場所ノ外一切可
為無用事
一、両町石切・木挽職ノ者共、ミセ先ニ石材木猥ニ
積ヲキ往来ノ妨ニモ相成、尤出火等ノ節ハ
猶更ノ事ニ候、向後銘々蔀際ヨリ二尺之外
出シヲキ申間布候、尤積ヲキ候高サ二尺五
寸之外不相成事
一、両町干物之儀往来ノ妨ニ不相成様可仕事、
尤裏ヲ所持有之モノ表へ出シ候儀無用事
（後略）

上記は、享保 17 年（1732）に街路に関して出された御触書の一部です。

第 1 条では、町屋の庇（ひさし）について規定しています。庇の下は道路という公的な空間であるとともに、商売を行う私的空間でもあり、少々の小庇（こひさし）を出すことは認めていました。ただ、近年はみだりになっているとして、長さを 1 尺 5 寸(約 45 ㎝)に統一し、柱を立てて塀を付けることは禁じています。

第 2 条では、材木商売の者が、定められた材木置き場以外に材木を置くことを禁じています。

第 3 条は、石切・木挽（こびき）職人が店先に石や材木をみだりに置くことは往来やとりわけ火災の際の妨げになるとし、建物から幅 2 尺（60 ㎝）までの土地に高さ 2 尺 5 寸（約 75 ㎝）まで積み置くこと、と細かく規定されました。

この頃には、市中の経済活動が非常に活発になってきていた様子がうかがえます。それとともに、街路の扱いについて従来の定めを柔軟に変化させつつ、交通・防災事情を踏まえて法令を発していたこともわかります。

徳川将軍への献上品～大庭梨（おおばなし）～

江戸時代、諸大名が季節折々に徳川将軍家へ国元の特産品を献上する「時献上」という儀式がありました。そのひとつが松江藩内で栽培されていた「大庭梨」です。

「諸国産物帳」（元文 2・1737 年）には意宇郡大庭村（おおばむら）で産出する梨と紹介しており、ここから大庭の地名を取って「大庭梨」と命名されたと考えられます。

「国令」によれば、元禄 4 年（1691）の法令に在地の梨が払底（底をついた）したため、大庭梨を所持する者は「一にも二にも差し出すように」と御菓子方役人へ命じています。

当年在々梨子払底之事候間、大庭梨子所持之面々者一ニテモ二ニ而モ可被差上之候、於御勘定所御菓子方役人申付置候間、明十日切被相渡様可被申触候、以上

元禄四未閏八月九日　　棚橋玄蕃
　　柳多主計

大石十大夫殿
高田彦左衛門殿

（月照寺蔵「国令　御家中　礼」より）

堀筋へのゴミ捨て禁止

市民生活が発展するとともに多くなるのが塵（ちり）・芥（あくた）といったいわゆる「ゴミ」です。市中を巡る堀の中にゴミが投棄されれば、出水の時に水の流れをふさいでしまい、浸水の被害を受けることになります。

明和 7 年（1770）の御触れでは、「堀筋への塵芥の投棄は兼ねてから禁じられているが、近ごろ守られていないようなので、今後はこのようなことがないように召使の者へも厳しく申し付けるように」としています。また、それぞれの屋敷に属した堀の掃除は、屋敷ごとに行っていたようです。

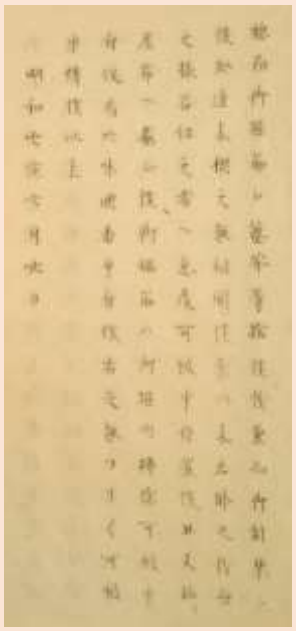

惣而御堀筋江塵芥等捨候儀、兼而御制禁ニ候処、近来猥之趣相聞へ候条、以来右体之儀無之様召仕之者へ急度可被申付置候、且又銘々屋布へ属シ候御堀筋ハ、御堀内掃除可被申付候、為吟味廻番申付候、右之趣ヨリ〳〵可被申伝候、以上

明和七寅七月二十日

（島根県立図書館蔵「国令　後編　士」より）

出雲国産の茶生産を奨励

松江は「茶どころ」と言われ、現在も松江の人々にとってお茶は身近な存在です。江戸時代、茶は贅沢品とされ、倹約令のもとしばしば禁令が出ていましたが、出雲国産の茶の生産には力を入れ、茶園を増やそうとしていたことがわかっています。貞享 3 年（1686）11 月の法令には、「長者原、上乃木あたりの芝山に茶園を作りたいと願う者があれば、許可次第その地を与えること」としています。

その後も百姓が田地となる場所に樹木や茶を植えることは勝手に行うことができ、年貢は畑扱いとすることなども定められ、茶生産を奨励するとともに茶園を畑地として掌握しようとしていました。

覚

一、長者原上乃木辺之芝山、茶園ニ仕度願之面々有之者、断次第其地可被下事

（中略）

貞享三寅十一月十日

（島根県立図書館蔵「国令　士　上」より）